

第23回 総会議事録

1 開催の日時 令和元年5月30日(木)午後2時00分～午後3時40分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第133号 非農地確認について

議 第114号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第45号 会長専決処分の報告

報告第46号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	浅野 剛志	農地係主事	伊藤 謙
農地係専門企画員	野津 慎一		
農地係主任	岡田 勝		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。ただ今から第23回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席はありません。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。8番の永江委員、10番の清水委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の岡田主任と高尾副主任にお願いします。それでは、議事に入ります。

議第130号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案朗読)

それでは、議第130号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件12筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、7番の案件からご説明します。申請は、秋鹿町の田1筆(現況畑)を売買されるものです譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に自作地があり一体利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、8番の案件についてご説明します。申請は、東持田町の田1筆(現況畑)と畑4筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。譲受人の世帯は、耕運機、草刈り機、噴霧器、コンバイン、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、9番の案件についてご説明します。申請は、乃白町の田3筆を贈与されるものです。譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。申請者の世帯は、トラクター、コンバイン、管理機、田植え機等の農業用機械を所有、リースされております。取得後は、引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、10番の案件についてご説明します。申請は、乃白町の田1筆と畑2筆を贈与されるものです譲渡人、譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由ともに家庭の事情によるものです。申請者の世帯は、トラクター、コンバイン、管理機、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、引き続き水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、11番の案件についてご説明します。申請は、八束町波入の畑1筆を売買されるものです譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、農業に従事しておらず耕作をしないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地の付近に自作地があり耕作に便利な為です。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有、賃借されております。取得後は、果樹と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

9 番 委 員 7 番の案件はすでに草花が繁茂しており、自宅の近くということで、今後は譲受人が管理するとのことで、問題なしと判断しました。8 番の案件も、すでに梅や桃等の果樹が植わっており、果樹以外の部分も草刈りがされていたため、問題なしと判断しました。9 番・10 番の案件については、同一世帯内での贈与であり、現地も耕作がされていたため、問題なしと判断しました。11 番の案件は、譲受人の自宅に隣接する農地であり、すでに耕作もされていたため、問題なしと判断しました。以上です。

議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第130号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第130号については、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第131号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、本案件のうち番号5番については、議第132号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号25番、26番、27番、28番は関連する案件でございます。よって議第132号の番号25番から28番までの4件を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第132号の番号25番から28番までの4件を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

4条と5条25、26、27、28番について関連案件ですので一括して説明いたします。

4条の5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域緩和D区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は公衆用道路です。転用面積は201.19㎡、所要面積も同様の201.19㎡です。事業計画ですが、宅地造成に伴う公衆用道路の新設です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

併せて5条の25番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、ですが、4条の5番と同様です。転用目的は専用住宅です。転用面積は230㎡、所要面積も同様の230㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の26番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的ですが、5条の25番と同様です。転用面積は195㎡、所要面積も同様の195㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、5条の25番と同様です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の27番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的ですが、5条の25、26番と同様です。転用面積は206㎡、所要面積も同様の206㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、5条の25、26番と同様です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の28番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的ですが、5条の25、26、27番と同様です。転用面積は282㎡、所要面積も同様の282㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、5条の25、26、27番と同様です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

4条の6番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域緩和A区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は74㎡、所要面積も同様74㎡です。事業計画ですが、隣接所有者からの要望により貸駐車場として申請地を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

4条の7番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。

転用目的は通路と駐車場です。転用面積は178㎡、所要面積も同様178㎡です。事業計画ですが、北側の宅地への通路と駐車場としてすでに整備していたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

4条の8番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農振除外済みです、追認案件です。申請者は相続により、対象地を整理することになったもので、故意又は過失がみとめられないので始末書は求めています。転用目的は住宅用物置です。転用面積は199㎡、所要面積も同様199㎡です。事業計画ですが、従来農業用倉庫として使用していた倉庫を住宅用物置として用途変更するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました4条4件および5条25番26番27番28番につきましては、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

5番の案件は、現在草が繁茂しておりますが、道路と宅地になるとのことですので、今後周辺農地への影響は生じないものと判断いたしました。6番の案件は、住宅地内の狭小な農地であり、耕作もされていないようでした。周辺への影響はないものと判断しました。7番の案件は相続後駐車場になっていることが判明したものであり、追認案件として許可相当と判断いたしました。8番の案件は前回農振除外の現地確認の

議 9 番 委 員

長

際に確認しているため、今回は現地調査を行っておりません。

また、5条25番から28番の案件につきましても、個人住宅とのことで、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第131号と、議第132号の番号25番から28番までは、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第131号と、議第132号の番号25番から28番までは、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第131号と、議第132号の番号25番から28番までは、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第132号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号25番から28番までを除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)

5条の25番26番27番28番を除いた10件について説明します。

5条の29番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、八幡町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の連反が見られるため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農振除外済みです。転用目的は個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に該当すると判断しました。いわゆる『集落接続』です。転用面積は505㎡、所要面積は、505㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築されるものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の30番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は、佐草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は自己用住宅です。転用面積は280㎡、所要面積は、280㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、住宅を建築されるものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の31番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は、宍道町白石の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は庭園です。転用面積は1、045㎡、所要面積は、1、045㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を庭園として活用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の32番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は、八束町入江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、

農振除外済みです。転用目的は 個人住宅です。転用面積は512㎡、所要面積は、512㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地に分家住宅を新築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の 33番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は、西谷町の1筆です。都市計画区域区分は 市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事用現場事務所設置で、来春までの一時転用です。転用面積は130㎡、所要面積も同様の130㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、工事に伴う仮設事務所の設置及び整地をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条34番から36番は関連しておりますが、それぞれご説明いたします。5条の34番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は、下東川津町の10筆です。都市計画区域区分は 市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の連反が見られるため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は 店舗建設です。転用面積は5,046㎡、所要面積は5,200㎡です。差が出た面積は道路や水路が開発に含まれるものです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第2号及び第35条第6号に該当すると判断しました。いわゆる『農業従事者を3割雇用する、雇用機会増大の施設』と『その転用に欠くことのできない通路その他の施設』にあたるものです。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、医薬品等販売店を建設するもので、併せて当該店舗の建設に欠くことのできない施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の 35番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は、下東川津町の15筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的は5条34番と同様です。転用面積は11,293㎡、所要面積は12,200㎡です。許可該当条項は、34番と同じです。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、日用雑貨販売店を建設するもので、併せて当該店舗の建設に欠くことのできない施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の36番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は、下東川津町の29筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的は5条34番35番と同様です。転用面積は16,938㎡、所要面積は18,822㎡です。許可該当条項は、34番35番と同じです。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、食料品販売店を建設するもので、併せて当該店舗の建設に欠くことのできない施設を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の37番について説明いたします。(その前に貸人の職業について「公務員」ということで訂正願います。)賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は、朝酌町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。

転用目的は工事用現場事務所で、今年の年末までの一時転用です。転用面積は750㎡、所要面積は750㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、埋蔵文化財発掘調査に関わる現場事務所、倉庫、および職員駐車場です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査において対象地にバラスが既に敷かれていたため、貸人に事後を確認したところ、農地法の手続きが要ることがわからなかったということで始末書の提出がありました。

5条の38番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は、大野町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振法では、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は263㎡で、所要面積も同様の263㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、敷地拡張し、個人住宅（離れ）を増築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条25、26、27、28番を除いた5条10件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 9 番 委 員

長

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

29番、30番の案件については、農振除外の現地確認の際にも現地を確認しています。畑と使われていたが、周辺に建物も建っており、周辺への影響はないものと判断しました。31番の案件は、面積の大きい筆は山林化しており、小さい筆には果樹が植えてありました。いずれも周辺農地への影響はないものと判断しました。33番の案件は、道路に挟まれた狭い農地であり、現在耕作もしていないため、周辺農地への影響はないものと判断しました。34番から36番の案件については、事務局からの説明のあったとおりであり、諸条件をクリアすれば、許可相当と判断いたしました。運営委員会を中心に今後の経過を慎重に確認することとしました。37番の案件についても事務局からの説明のとおりで、工事終了時には農地へ復元するということを確認し、許可相当であると判断しました。38番の案件については、離れを建築することであり、周辺の農地への影響もないものと判断しました。以上です。

議 長

ありがとうございました。番号34と35、36は、転用面積が合計で3.3haと大規模であるため、現地を確認しています。運営委員会としての意見について、私からご報告します。事務局からの説明を聞いたうえで、法律等も鑑み、諸条件をクリアすれば、許可相当ではないかと判断いたしました。以上、運営委員会としての報告をさせていただきました。

6 番 委 員

員

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

3割以上の雇用が求められる、農業従事者の対象範囲は、どこまでか？松江市全体の農家でもよいか？

事 務 局

局

申請計画では、まずは地元の松東地域（川津、持田、本庄等）から雇用を募る。場合によっては、松江市内全域にも広げる。農地法としては、当該市の区域でだけで雇用が確保されない場合は、隣接の市町村の農業従事者も含めて確保していくことになっている。また、農業従事者の定義だが、通常の「農業従事者」より解釈が広い。通常の「農業従事者」は、10アール以上耕作している農業経営主と、その同じ世帯員で年間60日以上農業をしている者に限られるが、この3割以上の雇用では、これら

- の者に加え、同じ世帯員で農業に携わっていない者や、雇用されるに伴い農業をしなくなった者も含む。
- 6 番 委 員 田和山でも、農地転用して複合商業施設が建設されているが、それらでは農業従事者を3割以上雇用することが求められているか？
- 事 務 局 田和山は、市街化区域編入により進められたので、農地転用許可ではなく、転用届出でされた。よって、3割以上雇用の条件はなかった。
- 1 0 番 委 員 当該申請地では、過去、大規模な開発の話があった後、断念されたと思うが、今回の計画は大丈夫か？
- 事 務 局 過去の事例は当初、市街化区域編入で考えられるも、飛び地の市街化区域は実現しなかった。次に市街化調整区域において地区計画を立てることになるも、宅地分譲を含むものであったため、第1種農地の不許可の例外に宅地造成は該当せず、断念となった。今回は農業従事者の雇用機会の増大に寄与する施設として、都計法の地区計画と農地法の転用許可の各要件を満たすものとして計画されたため、進捗しているもの。
- 1 0 番 委 員 3割以上雇用されているか毎年確認するのはどこか。たいへんな作業ではないか。
- 事 務 局 農地法の許可条件となるもので、許可権者である松江市農業委員会が、毎年、チェックする必要がある。確認作業はたいへんだと思われる。各店舗から、出身の世帯の農業経営主や耕作面積といった情報を求めた上、まずは、農委事務局が農地台帳で耕作面積を確認する。その次に、農業委員と推進委員や、JAの各支店などで、農業経営状況を確認してもらおうようになると思う。その際は、農業委員と推進委員の協力をいただきたい。
- 1 6 番 委 員 各申請において、3割以上の雇用計画の具体的な人数は？
- 事 務 局 被雇用者について、A店舗が全体●人に対し、●人以上、B店舗が全体●人に対し、●人以上、C店舗が全体●人に対し、●人以上の計画が示されている。これらの者は、各店舗の従業員。経営側や協力社員は含まない。
- 1 1 番 委 員 今回は、断念したときとは違う者が計画していて、きちんとされているように思う。地域振興になるもので、周辺の営農にも配慮されているので、地元の農業委員としては、ぜひとも協力を惜しまない。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 議 長 (なしの声)
- 議 長 ないようでございますので、採決いたします。
- 議 長 はじめに、議第132号の番号25番から28番までを除いたもののうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号29番、34番、35番、36番を除く案件について採決いたします。議第132号の番号30番から33番までと、37番、38番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしということですので、議第132号の番号30番から33番までと、37番、38番については、原案のとおり許可することに決めます。
- 議 長 次に、議第132号の番号29番と34番、35番、36番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、案件です。順次、採決いたします。まず、議第132号の番号29番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
- 議 長 (異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしということですので、議第132号の番号29番は、原案のとおり許可

相当であると確認することに 決めます。次に、議第132号の番号34番、35番、36番も、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、案件です。これらは、都市計画法において一体性があるということで、それぞれ個別に取り扱うのではなく、一括で審議するようにしたいと思います。皆さま、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第132号の番号34番、35番、36番は、併せて、一括審議させていただきます。議第132号の番号34番、35番、36番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第132号の番号34番、35番、36番は、原案のとおり許可相当であると確認することに 決めます。

つづいて議第133号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

議題133号非農地確認についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件2筆です。

それでは、番号2番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、野原町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆と畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、道の駅本庄から国道431号線を北に約180メートル進んだ地点の西側に位置しており、昭和50年頃から労力不足により耕作放棄されており、現在は、竹や雑木が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、松本良広農地利用最適化推進委員です。以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長 それでは、推進委員確認分なので、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事 務 局 現地確認した際の現地の状況です。番号2番の案件ですが、5月16日に申請者の代理人の立ち合いの下、松本良広農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、約40年前からすでに労力不足により耕作放棄され、現在は、竹や雑木等が繁茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。説明は以上です。

議 長 それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と、職員からの現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第133号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第133号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第134号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

それでは議第134号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1

は、宍道地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1は古江地区の更新案件です。利2は生馬地区の更新案件です。利3は川津地区の新規案件です。利4と利5は朝酌地区の案件で、このうち利4が新規の案件です。利6から利8は持田地区の案件で、このうち利6と利7が新規の案件です。利9は竹矢地区の新規案件です。利10から利12は大庭地区の案件で、このうち利12の一部が新規の案件です。利13は忌部地区の新規案件です。利14から利19は鹿島地区の案件で、このうち利16、利19の一部が新規の案件です。利20から利21は島根地区の新規案件です。利22から利23は東出雲地区の案件で、このうち利22が新規の案件です。利24は八雲地区の更新案件です。利25から利27は宍道地区の更新案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田52,303㎡、畑12,334㎡、合計面積64,637㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1は秋鹿地区、JA転貸の更新案件です。転2から転37は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転2のみ新規の案件です。転38から転42は古江地区及び生馬地区の更新案件で、機構の転貸です。転43から転45は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転45が新規の案件です。転46は鹿島地区の更新案件で、機構の転貸です。転47から転49は東出雲地区、機構転貸の案件で、このうち転49が新規の案件です。転50は玉湯地区の更新案件で、機構の転貸です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田235,406㎡、畑19,269㎡、合計面積254,675㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第134号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第134号は原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。報告第45号「会長専決処分の報告」、報告第46号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第23回松江市農業委員会総会を閉会いたします。